

電力における将来のCO2排出係数シナリオ C.FACTOR 利用規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、株式会社竹中工務店（以下「弊社」といいます。）が提供する電力における将来のCO2排出係数シナリオC.FACTOR（C.FACTORをプログラムへ入力、又は統計処理等を行うことにより、グラフやシミュレーションモデル等の形に加工した2次データも含み、以下併せて「C.FACTOR」といいます。）を利用するにあたっての必要な条件を定めることを目的としています。

第2条（C.FACTORの利用について）

1. C.FACTORは、以下の者に限り利用できるものとします。
 - （1）研究活動に従事する者
 - （2）教育活動に従事する者
 - （3）研究活動又は教育活動に関与する者として弊社が適当と認める者
 - （4）その他社会的貢献への寄与度が高いと考えられる者として弊社が適当と認める者
2. C.FACTORの利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約の内容を承諾の上、弊社が指定する方法により、C.FACTORの利用に関する申込みをするものとします。
3. 弊社が、前項による申込みの内容を審査し、第1項に該当すると認めた場合、弊社から当該利用者に対し、C.FACTORを送付するものとします。
4. C.FACTORは、.xlsx形式で送付するものとします。

第3条（知的財産権）

C.FACTORに関する知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、著作権、ノウハウ等を含みますがこれに限られません。）は、すべて弊社に帰属します。

第4条（利用目的）

利用者は、C.FACTORを、教育及び非営利の研究目的でのみ利用することができ、商業目的で利用することはできません。

第5条（成果物の公表）

利用者は、C.FACTORを利用して得られた成果物（教材、論文等）を公表する場合は、利用目的を問わず、C.FACTORを使用した旨を成果物に明記するものとします。

第6条（免責事項）

1. 弊社は、C.FACTOR の正確性、完全性、及び有用性その他一切の事項について何ら保証をしません。
2. 利用者は、自己の責任において C.FACTOR を利用するものとし、C.FACTOR の利用により生じた損害について、直接、間接を問わず、弊社は一切の責任を負いません。
3. 弊社は、C.FACTOR について、予告なく一部又は全部の変更、修正、もしくは削除、又は公開の中止、終了等をする場合があります。

第7条（禁止事項）

1. 利用者は、弊社の承諾なく以下の行為をすることを禁じられています。なお、第三者とは、弊社から C.FACTOR のデータを受領した者以外とし、データを受領した者が法人である場合は、子会社又は関連会社等も第三者に含まれるものとし、また、本条における「C.FACTOR」とは、第1条に定義するとおり、弊社が提供する将来の電力CO2排出係数データおよびこれを加工した2次データを指すものとし、
 - (1) 第4条の利用目的の範囲を超えて C.FACTOR を複製すること
 - (2) C.FACTOR の一部またはすべてを改変、翻案すること
 - (3) 第三者に C.FACTOR の一部またはすべてを提供、又は貸与すること
 - (4) C.FACTOR を、第三者に公開又は頒布すること
 - (5) 第5条に違反して、C.FACTOR を利用して得られた成果物を公表すること
 - (6) 本規約もしくは公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為をすること
 - (7) その他 C.FACTOR の利用にあたって弊社が適切でないと判断する行為をすること

第8条（違反行為に対する措置）

1. 利用者が本規約に違反した場合、又は違反するおそれがある場合、弊社は、C.FACTOR の利用停止及び、C.FACTOR の返還又は破棄を請求することができるものとし、
2. 利用者が本規約に違反したことにより弊社が何らかの損害を被った場合は、弊社にその損害を賠償するものとし、
3. 利用者が本規約に違反した利用をしたことにより何らかの利益を得た場合、当該利益の額を弊社の損害額とみなし、利用者は、当該利益を違約金として、弊社に賠償するものとし、
4. 利用者が第三者に C.FACTOR の一部又はすべてを提供、もしくは貸与又は公開、もしくは頒布等（以下併せて「提供等」という。）をしたことにより、第三者（第三者から更に提供等を受けた者を含む）が本規約に違反する行為をした場合には、当該第三者の行為を、利用者の行為とみなし、利用者が弊社に対して一切の責任を負うものとし、

第9条（準拠法）

本規約は、日本国の法律を準拠法とし、それに従って解釈されるものとします。

第10条（合意管轄）

本規約及び C.FACTOR に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上